

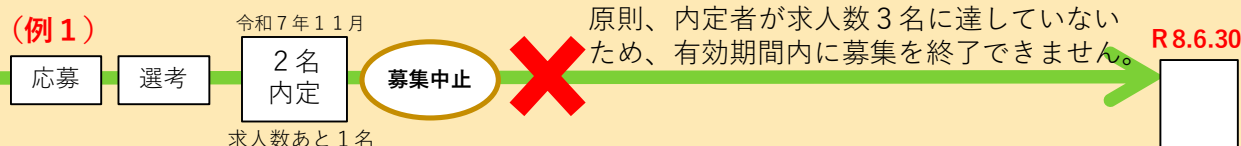
新規高卒者の選考を行うに当たり以下の内容に十分ご注意ください！

求人申込み後に、募集の中止・募集人員の削減を行わないでください。
安易な募集の中止や募集人員の削減は、円滑な就職の妨げになります。

- ・令和7年度高卒求人の有効期間は令和8年6月末までです。
- ・原則、有効期間内での求人取消はできません（例1）。
- ・高卒求人の取消ができるのは、

**高卒求人として求人数以上の採用内定をした場合（例2）または
求人票記載の受付期間が経過した場合（例3）に限られます。**

□ 受付期間を **設定していない** 場合



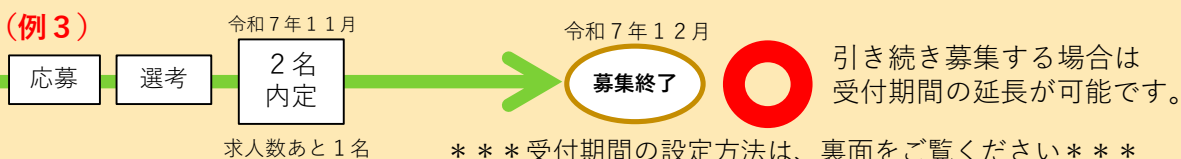
よくあるNG例

- ・大卒の方を採用したため、高卒求人の募集を中止するまたは求人数を減らす。
- ・高卒求人で応募者が無いため高卒求人の募集を中止し、一般求人で募集する。



□ 受付期間を **設定した** 場合

(例：受付期間 9月5日～11月30日)



高卒求人や大卒等求人、一般求人の募集人員を併用して募集することはできません。 中長期的な人事計画等の下、企業の人員構成、職場における要員の過不足の状況等を十分見極めた上で、募集・採用計画数を決定して下さい。

やむなく募集の中止又は募集人員の削減を行おうとする場合には、あらかじめ**ハローワークへ書面での通知**が必要になります。

(職業安定法施行規則第35条第2項)

その他の留意事項

- ☐ マイページから打ち出した求人票を印刷してハローワークの確認印を受けることなく学校へ持ち込まないようにしてください。
学校にはハローワークの確認印のある求人票を提出してください！
- ☐ 選考にあたっては、生徒の人権に配慮のうえ、適性・能力に基づいた**公正な採用選考**をお願いします。
- ☐ 学校卒業予定者等は、特に配慮が必要であることから、当初の労働条件を安易に変更することは不適切です。また、原則内定までに労働条件の明示を書面により行わなければいけません。
虚偽の条件表示などに対しては**罰 則** があります。
(職業安定法第65条8号)

高校卒業予定者の就職・採用活動に関するスケジュール

ハローワークでの求人受付開始	6月1日（返戻開始7月1日）～
学校への求人申込み開始	7月1日～
学校による推薦開始	9月5日～
企業による採用選考開始	9月16日～
就業開始期日	卒業式後

やむを得ず、求人票の内容を変更する場合は、ハローワーク倉吉（学卒担当）へご連絡ください。

お問い合わせ先

ハローワーク倉吉（倉吉公共職業安定所） 学卒担当
〒682-0816 倉吉市駄経寺町2丁目15 倉吉地方合同庁舎1F
TEL：0858（23）8609